

第二次世界大戦中における連合国 の植民地対策

清 水 良 三

一 はしがき

二 第二次世界大戦中における植民地解放政策

三 オランダ領、仏領に対する態度

四 英領インドに対する態度

—その一、躊躇する米国—

五 英領インドに対する態度——その二、決断する米国

六 植民地解放を目的とする国際的機関結成に関する米英
両国の態度

一 は し が き

国際連合は第二次世界戦争を契機として、戦争の惨害が一度と人類を襲うことのないようについて高い理想主義的な希求から生まれた自然法的思惟の産物であると同時に、第二次世界戦争の中で死闘を展開した連合国と枢軸国との間の勝敗の結果を基礎として、其の上に新しい世界秩序を築こうとする実定的な権力法的な思惟の産物である。憲章は此の二つの矛盾的世界観に悩まされた起草者の苦労をにじませているが、五三条や一〇七条は此の矛盾をかくし切

れず告白した部分である。」の箇条は国際連合が実は連合国であることを明示する。

国際連合憲章の第一〇七条には、「」の憲章のいかなる規定も、第一次世界戦争中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したもの無効にして、又は排除するものではない」とあって憲章のこの部分だけ読んでも、第一次世界戦争後の世界と第二次世界戦争中の歴史が暗い面で無気味な継続性を持っていることを、我々は知るのであるが、一方において戦後の歴史は植民地解放の歴史でもある訳で、明るい新時代の鐘は既に戦争中に鳴りはじめていたのである。この論文は、この鐘を鳴らした一方の主役である連合国の中の植民地対策を歴史的に回顧したものである。周知のように太平洋戦争が始まつた直後の一九四一年一月一日に「連合国宣言」が発表された。The United Nations という語は当時のルーズベルト米大統領の造語で、これが最初に使われたのはこの時である。これは日独伊三國同盟に対して結成された当時廿六国から成る連合国のことである。彼らの目的は日本およびドイツを中心とした枢軸国を打破することにあつた。本論文の主題をなす連合国の中の植民地対策は、そういう彼らの主目的に付随して発生してきたものであり、それは戦後の植民地解放闘争の序曲をなすものである。

二 第二次世界大戦中における植民地解放政策

アメリカ合衆国においては大統領を含めて幾人かの指導者たちは、植民地人民による自治と独立への要求は戦後の世界において主要な政治問題となることは必定であると思つていた。アメリカ人の植民地主義についての考え方たは概して単純であり、植民地主義は悪であり、自由と民族自決は同義語であり、どの人民に対しても独立の権利が否認せらるべきではないと彼らは考えていた。こういう彼らの考え方たの根源には、アメリカ合衆国も元来英國の植民地であつたという追憶があることは確かであるが、アメリカ人のこういう考え方たを一個の具体的な政策として掲げた人として、ウッドロー・威尔ソンの名を忘れるることは出来ないであろう。彼は一九一八年二月十一日に発表した四原則 Four Principles の第二番目において、勢力均衡の体系はもはや全信頼を失なつたと述べ、従属諸国民は他国の希望とは関係なく独立を付与されなければならぬと述べ⁽¹⁾た。次いで、同年七月の四目標 Four Ends の中で、彼の言葉を借りれば「被治者の同意をもととし、人類の組織化された意見の支持を得た法の支配」を確立する国際連盟の設立を予示したのであつた。威尔ソン大統領の国際連盟構想はアメリカ合衆国の上院がヴェルサイユ条約の批准を拒否したことによつて消滅してしまつた如くに思われたが、さに非ず、アメリカ人の間には国際機構の考え方たについてウイルソン思想が根強く残つた。特にアメリカ人は民族自決についてのウイルソンの考え方たに賛成し、時間の経過と共に其の考えをあらゆる植民地人民に適用して行つたのである。第二次世界大戦前におけるこういう傾向は

一九三四年のアメリカ合衆国政府自身の行為によつてさらに強化された。この年合衆国政府は或る特定期間の経過後フィリピンに独立を与えることを約束したのである (Tydings-McDuffie Act of 1934)⁽²⁾。

さて、これらの事情を背景として、大統領を含めたアメリカ合衆国の指導者たちは、植民地人民による自治と独立への要求は、第二次世界大戦後の世界において主要な政治問題となることは必定であると思つていた。そして彼らは植民地保有諸国がこの必然の運命を承認し、アメリカ合衆国がフィリピンにおいて示した実例に従うよう屢々要請したのであつた。⁽³⁾ アメリカ人から見れば自決は大西洋憲章の一部であり、また承認された戦後の目的であつた。だが英國はこの憲章について米国とはやや異なつた解釈を持つていた。一九四一年九月九日に英國の首相ウインストン・チャーチルは議会において演説し、大西洋憲章の第三項（両国ハ一切ノ国民ガ其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ権利ヲ尊重ス両国ハ主権及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主権及自治ガ返還セラルルコトヲ希望ス）はインドとビルマには適用されない。あるいは別の言いかたをするならば英帝国内の憲法上の諸状況には適用されない。それが適用されるのはナチスによつて占領されているヨーロッパ諸国民に対してのみであるということを述べた。⁽⁴⁾ こういうチャーチルの意見があつたにもかかわらず、ルーズベルトとハルは「大西洋憲章は世界のあらゆる地域において独立を求めているすべての人民に同じように適用されるものである」ことを引続いて主張したのであつた。さらに副大統領ウオーレスや彼に同調する人たちは、植民地区域全般にたちに独立を付与する政策を政府が支持するよう求めたのであつた。⁽⁵⁾ だがもつと責任の重い指導者は、それほど遠方今まで或いはまた早急に進む用意はなかつたのである。彼らはウォーレスのような態度を「それによつてすべての国民が直面する問題の大きさを無視しているものであり」（国務

長官コーデル・ハルの言葉)、最終的な目的の達成を妨げるだけであると考えた。⁽⁶⁾ 戦後に勃興するであろうナショナリズムの不可避性についての感覚は、太平洋戦争勃発後、日本軍が南西太平洋の地域を次々と占領し、アジア人のためのアジア、大東亜共栄圏の建設等の旗幟をかかげたことによつて強化された。⁽⁷⁾

フィリピンが陥落したあとフィリピンに対する独立付与の約束は再確認され、戦後実行されることになった。そしてフィリピンは一九四二年六月に連合国宣言に署名したのである。

だがアメリカ合衆国の国際関係におけるこの一見明白に思われるような政策の適用は戦時中においては簡単な問題ではなかつた。まず第一に政府の人たちは植民地諸領土の憲法上の地位の平和的変更は母国の同意を得ることによつてのみ実現されるであろうということを実感していた。さらにアメリカ合衆国は己れ自身の従属諸地域における「国内問題」をいかに扱うべきかについて自ら聖なる模範を示して行こうとする意志をはつきりとは持つていなかつた。そして其のために諸植民地保有国の同じような国内問題に不遠慮に入れて行くことを敢て為し得なかつたのである。西半球および極東地域におけるヨーロッパ諸国の諸領土に対するドイツ軍や日本軍の脅威に対するアメリカ合衆国の安全保障上の関心は、枢軸諸国の強制的な方法による変更に反対して領土の現状維持政策を支持する立場にアメリカを追い込んだのであつた。一九四〇年のハバナ規約はこの政策のもつともはつきりした表明であつた。⁽⁸⁾

一九四一年十二月八日の日本の艦隊による真珠湾攻撃が行なわれた後は主要な植民地保有国はすべてアメリカの同盟国であった。そしてアメリカ合衆国はこれらの同盟国の協力を必要としていたので、植民地の独立問題にかんしてこれらの諸国にあまり強い圧迫を加えることを躊躇した。さらに国防省と海軍が安全保障上の目的から太平洋区域の

基地の戦後管理について強い意見を持つようになつて来ると、アメリカの政策は益々複雑なものとなつて來た。管理対象となるこれらの基地の中で、日本の委任統治領がもっとも重要なものであった。そして、此等の複雑な要素が加わった結果、植民地保有諸国に対する特定地域の独立運動推進のための議論は次第に公式の場から姿を消し、知的な会話か或いは非公式の外交接觸の場に限定されるようになつた。そのため公式の声明文を発表するにあたつては、アメリカ合衆国政府は其の立場を一般的な漠然とした言葉で表現するようになつた。⁽¹⁰⁾ 彼らは特定地域の名をはつきり挙げることはせず、また独立の達成を支持する場合でも、斯様な自由を求める諸領土はそれに値するものでなければならず、また其の責任を受諾するだけの用意がなければならないのだという注意書を付加することを忘れなかつた。

三 オランダ領、仏領に対する態度

三つの主要な帝国主義国家のうち、オランダ政府は戦争中英仏政府よりも植民地問題にかんしてアメリカ合衆国と融和的な関係を維持した。オランダ政府は其の保有植民地の地位に政治的進化が必要であることを公式に認めていたばかりでなく、アメリカ合衆国政府の一般政策に歩調を合わせていたからである。たとえば一九四一年十一月頃、すでにオランダの亡命政府は戦後、帝国のすべての部分からの代表者が集まつて、将来の憲法関係を調整するための会議を開くことを約束したのであった。⁽¹¹⁾

植民地問題にかんするフランスとアメリカ合衆国との関係は、戦争中のフランスの統治権が自由フランス政府とヴィシー政府との間に分割されていたという特殊事情によつて複雑化していた。アメリカ合衆国は英國とは違つて、フランスがドイツ軍に降服した後においてもアンリ・フィリップ・ペタン元帥のヴィシー政府と外交関係を維持していたし、さらにまた英國と異なつていたことはシャルル・ドゴール将軍を事実上フランス亡命政府の首長とは看做さなかつたのである。⁽¹²⁾ 当時のアメリカ政府のフランスに対する大体の政策はヴィシー政府の承認を続け、それによつてドイツがフランスの残りの部分の管理権を得ないようにすること、フランス海軍をその支配下におかないようになるとであつた。こういうアメリカ政府の政策の中には西半球のフランス領土の現状維持についてのヴィシー政府との協定が含まれていたのである。一九四一年十二月にドゴール派の部隊がサン・ピエール (St. Pierre) とミケロン (Miquelon) を占領した時、この現状維持方針が脅かされ、アメリカ合衆国の國務長官コーデル・ヘルはそのことに激怒したのであつた。アメリカ政府はヴィシー政府と自由フランスに分れたフランス勢力との緊張関係を維持しながら、戦後においてはフランス本国のみならずフランス帝国の統一を回復する意図のあることをすつと公言し続けたのである。

たとえば一九四二年三月にニューカレドニアのフランス政府役員は次のような見解の伝達を受けている。「アメリカ合衆国政府はフランス本国とフランス帝国の統合の維持ということを基本にしており、またすべてのフランス領土の完全独立を最後には回復するという方針を基本にしている。フランスとの伝統的な友好関係を想起して本政府はフランス国民が有する自己の領土を触れられないままにしておきたいとの希望に深い同情の念を示すものである」。⁽¹³⁾

國務長官コーデル・ヘルは、帝国主義諸国が進歩した植民地領域に対して最終的には独立を付与するという原則を

承認すればそれで良いというような気持を持っていた。ルーズベルト大統領の心中には信託統治にかんする考え方かたが形成されつつあった。一九四二年五月にはじめてワシントンを訪問したソ連の外務大臣モロトフに対し大統領は「長期的にみた場合、白色諸国民がこれらの諸領土を植民地として保持して行く希望は持ち得ないと思う」と述べてゐるし、また「蘭領東インドはいつの日か自治体制に入る用意があるであろう。オランダ人はそれを知つてゐる」とも述べている。自治達成の準備が出来あがるまでに東南アジアの諸領土が要する時間は地域地域によつて夫々異なるであらうけれども、独立にむかつての大勢が明白であることはどこにおいても同じであると大統領は考へたのであつた。一九〇年もたてば此等の領土の独立達成の準備は出来上るであろう。そして其の時までは、「何らかの形態の国際的な信託統治制度」がそれらの諸領土を管理するためのもつとも良い方法であろうと彼は考へた。⁽¹⁴⁾ ルーズベルトの思考の中では仏領インドシナの将来が大きな場所を占めていた。大統領はフランス人以外の誰かに対しても戦後の仏領インドシナの信託統治をまかそうとすることについて自由に語つてはいたけれども、彼は彼の考へが公式のアメリカ政府の政策であるという印象を残さないような言い方で非公式にのみ語つた。⁽¹⁵⁾

一九四三年十一月にド・ゴール将軍はインドシナの戦後の政治改革について言及し、より大きなフランス連合の内部でのインドシナの自治権の確立に言及したが、ヴェトナムの共産主義者たちはすぐに此の考へに反対を表明した。一九四四年六月四日にインドシナ共産党は「インドシナの完全独立のために」という声明を発表し、その中で「アルジエリア解放委員会（ド・ゴールの亡命政府）はインドシナ人民が阿諛、保証、約束に満足するだろうと考えてゐるが、それは間違つてゐる…我々は完全な自由を欲しているのだ」と述べている。⁽¹⁶⁾

四 英領インドに対する態度

—その一 蹟躇する米国—

英帝国の場合、植民地問題ははやくからインド問題に集中していた。インドにおいては独立運動は既に相当発達していた。またアメリカ合衆国内においてガンジーやネールは広汎な人気を得ていた。ルーズベルトとハルは、かねてからもしも英國がインド人に戦争終了時における独立付与を保証するならば、戦争遂行にインド人はより多く協力するであろうという意見を持つていたが、パール・ハーバーの攻撃が行なわれる前はインドの地位にかんして何らかの正式の提案を英國に向つてする用意はなかつたのである。⁽¹⁷⁾ アメリカ合衆国が参戦すると、英國に対するこういう説得の可能性は増大した。さればルーズベルトはチャーチル首相が戦時中にはじめてワシントンを訪問した時に、インド問題を持ち出したのであつた。ところがルーズベルトがこの問題を持ち出した時のチャーチルの反応は非常に強くまた長かつたので、ルーズベルトは二度と其の問題を口に出さなかつた。⁽¹⁸⁾

一九四二年三月になると此の見透しは明るくなつた。英國政府はインド主権の承認と全インド国民政府の結成についての幾人かのインド指導者の提案をとりあげてクリップス使節団をインドに派遣し、戦後インドに自治領としての地位を認めようという宣言案を内閣提案として携行させたのであつた。この動きをハルは「正しい方向にむかつての長足の進歩」であると考へた。⁽¹⁹⁾ だが此の提案はインド人の受諾するところとはならなかつたのである。ルーズベルト

大統領はインド人と英國人の意見の衝突が公然たるものになることを恐れた。そしてチャーチルに対してもクリップスの帰國を延期するように求めたが成功しなかった。ルーズベルトはさらに彼の個人的代表として Colonel Louis Johnson をクリップスの滞印中にインドに派遣し、満足な解決を得るために努力させたのであった。當時戦争の波はインドの国境にまで及んで来ていたので、当時の英國にとっての直接的な問題は、インド領内に緊張関係が発生してインド防衛にとって欠くことの出来ない軍事行動が妨害されないようすることであった。インドに日治政体を与えるべきか、あるいは与えるべきでないか、また仮りに与えるとしてそれは何時のことかという純粋に政治的な問題は、どのようにしたらよいのか、また占領地域を次第に拡大しつつあつた日本軍に反撃を加えるための将来の軍事基地として使用するにはどうしたらよいかというような、より緊急な問題と密接に結びついていた。その結果、ガンジーによって率いられる一般市民の不服従運動が、英國統治にとっての脅威となるまでに至つた時、英政府は彼と彼の同調者の多くを投獄した。⁽²⁰⁾ 反英示威や暴動が全インドに起つたが、すぐに鎮圧されてしまった。

英國政府のこの行動はアメリカ合衆国政府をジレマに陥れた。それまでアメリカ軍は山嶽地帯をぬける中国への補給路を確保すべくインドに滞在していた。⁽²¹⁾ そしてアメリカ軍の幹部たちはインドの内紛によつて戦争努力が妨害されるのを欲しなかつた。アメリカ合衆国は印度が英帝国内でアイルランドのような道⁽²²⁾を進むことを欲してはいなかつた。だが印度政府が設立されて行動の自由がそれに与えられるならば、アイルランドのような結果をまねくことはあり得ることであった。一九四二年の夏、ガンジーは直接大統領の援助を求めた。また蔣介石も大統領に対してイン

ド問題解決のための努力に協力するよう要請した。ルーズベルトは返答に窮したのであつた。彼が最後にとつた立場は英國もインドも米国も中国も他のすべての連合国と共に「生存のための闘争」を行ないつつある。そしてインドの援助はインド人民自身の大義を含めて共通の大義にとつてきわめて重要なものであるという趣旨のものであつた。⁽²³⁾ 彼はマハトマ・ガンジーに対して「民主主義と正義に対する我々の共通の関心によつて、あなたの國の人たち及び我々の國の人たちが共同の敵に対抗する共同の大義をつくりだすことが出来るようになるであろう」ことを希望する旨の書簡を書いたのであつた。また彼は蔣介石に対して次のような返事をおくつた。「私が思うのに、あなたの立場および私の立場から英國政府とガンジー氏と其の同調者に対して明らかにせらるべきことは、我々は英國政府の人たちや会議派の人たちに我々自身の意見をおしつける道徳的な権利を持つていないとということである。だが我々は両方の人たちに對して次のことを明らかにすべきであると思う。すなわちあなたがたと私は友人としての立場にあり、もしも我我が両方から援助を求められるならば喜んで援助するであろう」。⁽²⁴⁾

だが彼はまたチャーチルに対して次のような電文を送つている。「我々は勿論この重要な時期においてインドにおける英國政府の權威を危ふからしめるであろうなどのような行動もとろうとは思わないということを私は強調しておいた」。⁽²⁵⁾ インドにおける英國の政策に米国が影響を与えることが出来なかつたことは、その印度に米軍の軍隊が駐屯していた事実と結びついて、一九四三年の末頃にかけてインド人の間に米国は英帝国のインド支配の継続を支持しているのではないかという疑いを生ぜしめ、次第に反米感情を呼びおこしたのであつた。アメリカ政府の人たちはインド人の間にこういう感情が起きてきたことに困惑した。インド駐在のアメリカ軍に対して公式の訓令が発せら

れ、その訓令は彼らがインドに駐在する唯一の目的は主として中国を援助することによって枢軸国に対する戦争を遂行することであり、そしてアメリカ軍兵士はインドの政治に参加しているのだという様子さえも見せないよう厳重な注意を払うべき」とが述べられた。

ルーズベルトは、インドにおける英帝国の統治に対するアメリカの関心ならびにインド人そのものに対するアメリカの関心を明らかにするための個人的な代表を任命した。最初の特別使節ルイス・ジョンソン大佐は一九四一年の春にインドに派遣された。そして十一月にはウイリアム・フィリップス William Phillips が二度目の特別使節として派遣された。だがこの二人はいずれもこの難しい課題を解決することは出来なかつた。フィリップス特派大使は、英國が当時インドにおいて進行しつつあつた事態の行詰りに、落胆するどころか満足しているのだという確信を抱くに至つた。彼の眼には、インド人自身を分裂させている色々な現象が入つた。カーストの分裂、宗教の分裂、人種の分裂、政治的見解の分裂、特に中心的な問題としてペキスタンの独立問題などがあつた。アメリカ合衆国は英國の帝国主義を支援しているのだというインド人の確信が次第に強まって来たことに注目したフィリップス大使は、アメリカの主催のもとにインドのすべての政治団体の指導者を召集してインドの将来の計画を討議せたらどうかという暫定的な計画を大統領に提出した。そして其の機会に英國王ジョージ五世は或る時期に、*at a certain date*、インドに対し権力を移譲する意図を英國が持つてゐることをさらに繰返すことが出来るであらうし、戦争中に暫定的な措置を構づる希望を持つてゐることを表明出来るであらうと思われたのである。フィリップスは次のように書いている。

問題に対する接近方法を除いては、私の提案には何ら新しいものはない。英國はもしもインド人が彼ら自身の間

で意見が一致するならば、戦後インドに自由を与える意志を持つてゐることを既に宣言してゐる。インド人は英國の約束に信頼をおいていいから、意見の一一致に到達することは出来ないと語つてゐる。私の提案した計画は（アメリカの参加によつて）インド人が要求してゐる保証を与えてゐるし、英國が宣言した意図とも合致してゐる。多分これは袋小路からの出口となるであらう。この袋小路はもしもこの懸存統が許されるならば、世界のこの部分における我々の戦争行動に影響を及ぼすばかりでなく、有色人種と我々との関係にも影響を及ぼすような性質を持つてゐるものなのだ。この計画は成功しないかも知れない。しかし、すくなくともアメリカは大西洋憲章の理想の促進に一步をすすめたことになるであろう。⁽²⁶⁾

ルーズベルトはフイリップスの提案に反対ではなかつたようだが、彼はそれをチャーチル首相に示すつもりはなかつた。チャーチルは前の年の十一月に、私は英帝国の解消に采配をふるうために王の第一大臣になつたのではないという有名な言葉をはいてゐる。そして彼のこの言葉はアメリカ合衆国において、英國が其の帝国主義的な支配方法を修正するつもりはないという事のさらにもう一つの証拠であると受けとられたのである。一九四三年五月にフイリップスが印度からもどつて来た時に彼はワシントンにいた英國首相と会見したが、其の時彼は大統領からインドの状態についての彼の印象を率直に語るようにとの訓令を受けていたのであつた。フイリップスは英國がヒンズー教やモスレム教の指導者に意見の一致を探索させる機会を与え、権力の移譲が戦争中にはじめられるようにするためには、今がその時機かも知れないということを單に提示したにとどまつた。だがチャーチルは困惑した反応をみせた。チャーチルは「もしも私がドアにひびを入れるならば、あらゆる歴史の中で最大の流血の惨事がおこるだらう」と考へてい

るよう⁽²⁷⁾にフイリップスにはうけとれた。だが、チャーチルはフイリップスが其の時に抱いていたもつと過激な提案を知っていた筈である。何故ならこの年の三月にハリー・ホプキンスがルーズベルト大統領の指示を受けてフイリップス大使の手紙をイーデンに見せていたからである。英國の外務大臣ロバート・アンソニー・イーデンは、この手紙の内容を知ったけれども事後拘束となるような言葉は何もはかなかつた。ホプキンスはこの手紙を大統領の秘書官に返し「イーデンにこの手紙をみせた。それでファイルしておいて下さい」とだけ言つたといわれている。⁽²⁸⁾

上院外務委員会の委員たちを含めて各方面から大統領に対して相当の圧力がかけられた。彼らはチャーチルに印度政策にかんし何らかのはつきりとした手を打たせようとした。たとえばヴァンデバーグ上院議員はインドは「ダイナミットである」と考えた。またコナリー委員長はルーズベルトがチャーチルを説得して断固とした行動をとらせるべきであると語つた。ラフォレット上院議員はもしもチャーチルが独立問題の合理的な解決策に譲歩しようとして中国らばアメリカ軍をインドから引揚げてしまふべきであると語つた。⁽²⁹⁾だがアメリカ軍がインドにいたのは主として中国を援助するためであつてインドを援助するためではなかつた。ルーズベルトはあらゆることを考慮したのち、この点にかんしてチャーチルに圧力をかけるには慎重な態度をとつた方がよいと思つていた。という訳は一九四三年夏当時においては中国にかんする戦略をも含めて、数多くの重要な軍事問題が未だ解決されていなかつたからであり、其の方面に向けての努力が未だ何もなされていないように思われていたからである。⁽³⁰⁾

五 英領インドに対する態度

—その二、決断する米国—

これらの実を結ばない意見の交換が舞台裏で行なわれている最中にもインドをめぐる政治環境は次第に変化した。

一九四二年の最初の数ヶ月間に、日本軍はフィリピンを含めて東南アジアにある旧来の西側諸国の従属領土の大部⁽³¹⁾分を占領し、これらの植民地における西側諸国の支配を断絶させた。そして西側諸国が行動出来る地域としてはインドがただ一つのものとなつた。インドにおけるアメリカ軍の存在は次第にインドの一般民衆の注意をひくようになつて來た。英國の政策に対する批判と、アメリカ政府が公式には何もしようとしていないことについての批判がひろまつて來たのである。そしてこういいくつかの強硬な批評に対して反駁を加えるためであろうか一九四二年五月のメモリアル・デーの演説において米国のウエルズ国務次官は、それまでに公式に発表されていた政府の立場を相当越えるようなことを言つた。

もしも此の戦争が事実において人民解放の戦争であるならば、それはアメリカ世界においてのみならず全世界を通じて諸人民の主権的平等を確保しなければならない。我々の勝利は引続いてすべての人民の解放をもたらすものでなくてはならない。人種、信条、皮膚の色による諸人民の差別は廃止されなければならぬ。帝国主義の時代は終つた。文明世界はずつと以前から人の人としての自由を権利として認めて來ているのであるから、自由に対する人

民の権利は認められなくてはならない。大西洋憲章の原則は全体としての世界に——すなわちすべての大洋のすべての大陸の世界に保証されなければならぬ。⁽³²⁾

斯様な特別な性格を持つた宣言がなされた理由が何であるにしろ、明白であったことは此の宣言が國務長官ハルの承認を得ないでなされたということであった。ハルは此の宣言は時期尚早であると考えたのであった。その夏國務長官コードル・ハルは外交政策についての一個の重要な演説を行ない、植民地人民の独立にかんするアメリカの基本的な立場を明らかにしたのであるが、それは独立要求と責任負担能力とのバランスを考慮した慎重な演説であった。「自由の責任を受諾する用意があると共に其の責任をひき受ける意志のあるすべての人民は、人種、皮膚の色あるいは宗教による差別なしに自由を享有する権利を与えられていると我々は常に信じて来た」と彼は語つた。そしてアメリカ合衆国はキューバやフィリピンにおいて「この点にかんする我々自身の責任をきつぱりと果すべく努力して来た」ということを指摘したあとで、彼は「その行為によつて自由を実現する価値があること、及び自由を実現する用意があることを示すすべての人民による自由の実現を支持するためにあらゆる方法を講じて我々の影響力を行使することはアメリカが常に目的として來たことであった」と明言したのであった。⁽³³⁾ そして此の声明は戦争中を通じてのアメリカ合衆国の正式の立場となつたのである。

大西洋憲章発表一周年記念日が近づいて来るにつれて、憲章の第三項⁽³⁴⁾の解釈についてのアメリカとイギリス間の意見のくいちがいの問題は重要な性質を帶びて來たのである。戦時情報局はチャーチルとルーズベルトが問題の原因を明らかにするために意見を交換することを提案したが、ひとたび提案がロンドンで公表されると、チャーチル首相は

直接大統領に次のような電文を打つた。

大西洋憲章の一周年記念日にななたが私に送ろうと考えているメッセージの本文をあらかじめ私にみせて下さるよう希望する。我々はあの有名な文書を行一行一緒に充分に考えた。それで私はあの時我々の間で合意に到達したもの以上のひろい解釈をあの文書に与えるには、円熟した考慮がなくては出来得べくもないと思う。提案されて
いるアジア・アフリカへの其の適用には多くの考慮が必要である。戦時情報局が予測しているような声明がなされるならば、現時点におけるインドの防衛に重大な困難をもたらす原因となるだろう……さらに中東においてはアラブ人は多数の力によつてパレスチナからユダヤ人を追放すると主張するであろう。あるいはまた、ともかくもこれ以上の移民をすべて禁止するであろう……これは新しくこれ以上の宣言をするならば生じて来るであろう多くの予測し得ない事態の一つに過ぎない。私はあなたが何時も私にみせてくれる親切心で、私が直面する困難に考慮をはらつてくれるものと確信している」。⁽³⁵⁾

また一九四二年八月八日に英国外務省のサー・ロナルド・キャンベル Sir Ronald Campbell はハル国務長官に対し、もしも記念日にあたつてのメッセージの交換が大西洋憲章の解釈問題に触れるのならば、注意深く意見の調整がなされることを希望する。また、インドやビルマについて公式に触れることがある場合には一九四一年九月の議会におけるチャーチルの声明と矛盾したものにならないように、すなわち憲章の第三項はインドにもビルマにも適用されないことが明らかにされることを希望するという趣旨の書簡をおくつた。⁽³⁶⁾ アメリカ合衆国政府がこのような解釈に同意する用意がなかつたことは確かであつた。だが大統領は首相の訴えを無視することが出来るとも思わなかつたの

である。結局一九四二年八月十四日の記念日を祝する大統領のメッセージは憲章の解釈問題には触れなかつたのであつた。米国政府の見解は英國政府の見解とは異なつていたため触れることを避けたのである。八月二四日にハル国務長官はこの点にかんしハリファクス大使と会談し、憲章の正しい解釈と実際的適用にかんする私の考えによれば、憲章はすべての国民および人民に普遍的に適用せらるべきであると述べている。⁽³⁷⁾ こうして米国は自己の責任が次第に国際化して行くのを自覚した。胎動しつつあつた植民地解放の歴史は此の問題が米国対英國という一国間の問題にとどまることを許さなかつたのである。

六 植民地解放を目的とする国際的機関結成に関する米英両国の態度

アメリカ合衆国國務省は、すべての連合国によつて為されるべき従属諸国民に対する一般的な戦後政策の確約にかかる計画を作成する仕事を開始した。一九四二年の夏から秋にかけてウエルズ國務次官の監督下に、一専門委員会は一般的な国際信託統治制度の予備計画を作成した。委員会は此の計画が敵対行為の終了以前においても実行に移されることを希望した。最初委員会は信託統治制度の計画について連合国の中立地の意見が簡単に一致し、その制度をつくり出すための機関がすぐに動き出すものと考えていた。だが検討が進むつれて反対の意見がいくつか出て來た。そして自動的に其の委任統治領とその他の領土をも失なうであろう敵国の場合を除いては、この制度の受諾は自発的に行なわれるべきであるということについては意見が一致した。構想中の信託統治制度は相当過激な改革的性質を有するもの

であつたので、何らかの強制が行なわれたといふ印象を避けるために、植民地を保有する同盟国政府との予備的な接衝が必要であることは明らかであつた。事態を複雑ならしめていた要素に主要な同盟国でありかつ植民地保有国であるフランスの変態的な事態があつた。フランスはドイツの占領下にある間は連合国とのような機関にも加盟することが殆んど不可能であつた。さらに完全な制度をつくるうとすればスペインやポルトガルのような植民地を保有している中立国も中に含めなければならなかつた。この点にかんして委員会の意見が一致したことは、もしも斯様な中立国が連合国の機関に加盟するならば、それらの中立国は其の従属領土を信託統治制度の下におかなければならぬだろうということであつた。

この委員会の計画は議定書草案 *a draft protocol* の形で作成されたが、ハル国務長官は本議定書草案は一回の跳躍であまりにも遠方に行くことを望みすぎていると考え、また政治的な実現可能性という見地からもつと限定的な計画が国際的な立場からアメリカ合衆国によつて提案せらるべきであると考えた。⁽³⁸⁾ かくて修正された提案が準備され、一九四二年十一月にハル国務長官はそれを大統領のもとに提出した。その提案の中で国務長官は、この問題に対する三つの可能な接近方法を指摘した。(1)あらゆる従属地域を国際的な行政管理下におく。(2)国際連盟の委任統治地域や現に行なわれている戦争の結果として敵国から分離される地域を国際的な保護下におく。他の諸国の植民地にかんしては後に国際的な機関の下におくことを決める。(3)委任統治地域や敵国からの分離地域を国際的な信託統治制度の下におくことはおくが、帝国主義的な同盟諸国に植民地行政にかんして或る種の原則や基準をまもるように誓約させる。しかもこれらの同盟諸国の従属領土の政治的地位にかんしては必ずしも変更を加えない。

國務長官ヘルは此のうち二番目の方法が現存する状況下においてはもつとも実際的であるとしてこれをすすめル一ズベルト大統領は其の勧告に同意したが、其の後國務省はさらに作業をすすめて「民族独立にかんする連合国の大宣言」“Declaration by the United Nations on National Independence”⁽³⁹⁾の草案を作成した。國務長官はこの草案を一九四三年半ばに大統領に提示し、この草案が國際的討議の基礎として使用されるよう提案した。斯様な國際的討議にてらして適當な修正を加えればすべての連合国によつてこの宣言が発表されることが可能であると彼は考えた。この草案は前文をみればわかるように大西洋憲章を包含しており、すべての連合国に対して自由な諸国民の自決と独立の継続を誓つたものであり、強制的に自由を奪取された諸国民に対しては其の独立の回復を誓つたものであり、また独立を希求している他の諸国民に対しては独立を達成する機会を与えることを誓つたものであつた。そして此の目的のために宣言は植民地人民の将来に責任を有する諸政府に対して次の五つの手続の採用を要請しようとした。(1)植民地人民が教育上、政治上、経済上、社会上の進歩を実現するように、彼らに保護と激励と精神的な支持を与えること。(2)地方政府機關の色々な分野において有能な植民地人民が担当出来るような地位をつくること。(3)個々の植民地人民が維持して行くことが出来るような自治手段を徐々に与えて行くこと。(4)国際的な安全保障体制の内部で彼らの独立達成の明確な時期を出来るだけはやく決めること。(5)関係諸人民のみならず世界の他の部分の利益にもなるよう植民地資源を開発しがつ利用し得るような経済政策を遂行すること。以上は植民地人民の将来に責任を有する諸政府に対する要請であるが、独立を希求する人民自身に対しても宣言は義務を課そうとしたのであつた。その義務とは彼ら人民があらゆる必要な手段を講じて能率的で安定した政府を監理し維持して行けるよう自らの能力を向上すべき

義務である。さらに宣言は、植民地人民の自由を享受し得る能力は「すべての自由と独立の敵である枢軸国を打破すること」に貢献することによつてもつともよく表示されるであろうと述べた。

一九四三年三月に英國の外務大臣アンソニー・イーデンがワシントンに滞在していた時、ルーズベルト大統領は彼と会談したが、その折、大統領は相当長時間にわたつて戦後の信託統治政策についての彼の考えを詳しく説明した。既に宣言草案はコーデル・ハルからイーデンに提示されていたが、大統領はこの非公式の立場から提案された宣言の設けている限界を越えて、それ以上のことを語つたのであつた。其の中でルーズベルト大統領は国際的な安全保障目的のため及び植民地人民を独立に向つて前進させるために役立つべき信託統治の方法があり得ることについて語つたのであつた。たとえばルーズベルトは満洲と台湾が中国に返還されるべきであるという提案をしたけれども、同時に彼は極東のこれらすべての植民地が戦前にこれを所有していた國に返還されるべきであるということについて、あらかじめ何らかの口約束を与えることには反対であるという意見を明らかにした。インドネシアに信託統治制度が布かれれる可能性について彼は語つた。また朝鮮にも信託統治制度がしかれる可能性について彼は語つたが、その場合彼が受託国として考へていたのは、中國とアメリカ合衆国および「一又は二の他の國」であつた。大統領との会談中イーデンはこれらの地域に関心を有することを表明するにとどまつた。だがイーデンはハリー・ホップキンスとの最終的な会談において、英國が善意のゼスチャーとして香港を放棄すべきであるとしたルーズベルト提案に話題をもどし、アメリカ合衆国による同じようなゼスチャーを大統領が提案するのを未だ耳にしたことがないと言つて冷くこれを突き放した。一九四三年八月にチャーチルとルーズベルトとの間に最初のケベック会談が行なわれる以前には、この宣言

草案に対してもロンドンからは何の反応もなかつた。ハルとイーデンは共にこの会談に出席した。そしてハルは宣言草案の問題を再び公式にとりあげたのである。イーデンはこの問題に触れるのをすべて避けようとしていたようである。ハル國務長官が三回目にこの問題を話題にのせた時に、イーデン外務大臣ははじめてこう言つた。まったく率直に言わせて頂くとアメリカの提案はまったく好ましくないものと言わざるを得ない。私が悩んでいるのは此の「独立」という言葉である。自治領と植民地を基盤として出来あがっている英帝国の組織について私は考えざるを得ないのだ」と彼は語つた。英帝国組織の下においては色々な程度の自治政府が存在するのであって、ある場合においてはマルタのように完全な自治を行なつてゐる所もあり、自分自身の政府などまったく持つこともあり得ないような遅れた地域もあるのである。彼はまたさらに付加して、オーストラリアとニュージーランドもまた植民地的所有地を持つており、彼らはそれらの地域の管轄権限から身を引くつもりはないであろうと語つたのであつた。

これに対してハルは、アメリカ合衆国は従属諸人民を激励しようとしているのだ。それらの人民が即時独立することを考えているのではなくて、彼らが独立の責任を引受けることが出来るようになった時に、最後には独立を達成するという観点から、彼らを激励しようとしているのだということを繰り返し述べた。だが長い討議の最後になつてもイーデンの立場は変らなかつた。彼は「独立」という言葉はすべての政府に満足を与えるような解釈を不可能にすると考えたのである。⁽⁴¹⁾

こういう植民地解放問題についての米英間の意見の喰違いは、其の盡持ちこされてダンバートン・オーカスの会議を迎えることになる。そしてダンバートン・オーカス提案の中には非自治地域にかんする規定は含まれていなかつた

のである。その大きな理由は英帝国に所屬する領域をそれがいかなる形式のものであれ国際的管理の下におきだくな
いというチャーチル首相の執念であった。⁽⁴²⁾

註

- (1) Harold Nicolson, *The Evolution of Diplomatic Method* (London, Constable, 1956), p. 86
- (2) アメリカ合衆国によるフィリピンへの独立付与の動機をあまり理想主義的にばかり考へる」とは間違ふである。一九一〇年の後半までは、フィリピンへ独立を付与すべしという意見は主として自由主義者や理想主義者から出たもので、その趣旨は、フィリピン人の意に反して「これを保持する」とはアメリカ的精神に反するというやうのであつたが、一九二八年以降になると、砂糖や棉の栽培業者、タバコ業者、酪農業者や組織労働者たちがフィリピンの独立を支持するよくなつた。それは、彼らの関係する生産物が独立したフィリピンから輸入される場合、これに關税をかけたり輸入量の範制をすることが出来るよくなつたのである。彼らは自らの産業を一九一〇年代後半の不況から保護するため、フィリピンの独立を支持したのである。Robert Straus-Hupé and Harry W. Hazard, ed., *The Idea of Colonialism* (New York, Frederick A. Praeger, 1958), p. 128 なお、独立構成の経過については入江啓四郎、*国際法解義*、一九六八年版、一一四頁～一一七頁
- (3) そのゆゑとも代表的なものが一九四二年十一月二〇日の國務長官コーデルハルの言葉である。「大統領も私めその他政府のすべての者が、すべての従属国民が実行可能の出来るかぎり早い機会に自由を獲得する」とを熱心に支持してゐると語つた。フィリピンに対する我々の処置が植民地や従属領土と協力しつゝこれらに自由獲得のためのあらゆる必要な準備をやせるにはどうしたらよいかについての完全な模範を示してやるべく私は考えた。我々はすぐこの國およぶやの従属領土に対してフィリピンをば一つの強力な実例として示したのである。」 *Memoirs of Cordell Hull, 2 vols.* (New York, MacMillan, 1948) vol. II, p. 1491.
- (4) Hull, op. cit., pp. 1478, 1484

(5) ウォンデル・威尔キーは重慶において「この戦争は他国民に対する帝国的支配の終りを意味するものでなければならぬと信じている」と語った。W. Willkie, *One World* (New York, Simon & Schuster, 1943), p. 182 国務次官チャーチー・ハルズは一九四一年五月三十二日、「我々の勝利によっての亞洲の自由を理想的なものにするんだ」。帝国主義の時代は終ったのだ」と述べる。H. J. van Mook, *The Stakes of Democracy in Southeast Asia* (New York, W.W. Norton, 1950), p. 167

(6) Hull, op. cit., p. 1599

(7) そのもうとも代表的なものが昭和十八年十一月六日の大東亜共同宣言である。この宣言は「十一月五日及六日の両日、東京に大東亜會議なるものの開催され、東亜の諸国及諸民族の代表者之に参列して可決したものである」(林毅陸・歐州最近外交史・昭和廿八年・慶應出版社・六四九頁)同宣言において掲げられた大東亜建設の綱領の第11項目には「大東亜各国は相互に自主独立を尊重し、互恵敦睦の実を挙げ大東亜の親和を確立す」とある(植田捷雄・大東亜共榮圏の支那・附録・十六頁)

(8) フィリピンに対する独立付与を約束した Tydings-McDuffie Act of 1934 が一九四六年七月四日をフィリピンが完全な独立国家となる日と決めていた。

(9) 一九四〇年七月廿一日から卅日までアメリカ諸国の外務担当大臣がベバナにおいて会議を開いた時、これらの諸国はナチス

・ドイツがヨーロッパにおいて勝利を収めたのが、アメリカ地域にあるフランス、オランダあることはデンマークの植民地への支配権を主張するかも知れないと考えた。そのため彼らは決議110号、ベバナ規約を採択し、その中において、このような主権変更の脅威が生じた場合には、かかる脅威を受けた地域に暫定的な政府を樹立する」と決めた。そして斯様な危険がないたあとはおいては、これらの地域が、もしもこれらの地域が暫定的な政権を構成したり維持したりすることができるようと思われる場合には自己国家として組織されるべく、あるいは従来の地位に逆らうとするが決められたのである。U.S. Department of State, Second Meeting of the Ministers of Foreign Affairs of the American Republics, Havana, July 21-30, 1940: Report of the Secretary of State, Publication 1575 (1941), pp. 75-77, 84-90.

(10) Ruth B. Russell, *A History of the United Nations Charter* (Brooking Institution, 1958), p. 77

(11) この組織は英米におけるオランダ・コモンウェルスの統治を規定する者であった。そしてオランダ女王の構想によれば、そ

のコモンウェルスにおいてはオランダ、イングランド、スリナム、クラカオが完全な独立をもつて参加し西インド諸島には歩かないが相互援助の準備はしておらずめた。Netherlands News, Vol. V (Oct. 27, 1942~Fev, 5, 1943), p. 106

1
6

drama of world events”としての役割を確立したのである。彼のストリームのシナリオをたどるにあたるが日本軍の攻撃や、ルーベークスが越えて Ross N. Berkes, World War II in Asia (Current History, August, 1969, p. 71).

- (18) Winston S. Churchill, The Hinge of Fate, 1950, p. 209
- (19) Cordell Hull, op. cit., p. 1486
- (20) 田中重衡著・綜合第二次大戦史、昭和廿年、富士書房 p. 247 ; Russell, op. cit., p. 80 等・マクボン・ボール、アジアの民族主義と共産主義、一九五七年、岩波書店、一一五頁
- (21) 同上引と同空軍と補給部隊が駐屯したが (Hull, op. cit., p. 1489) ルマラヤ半島を越えたのが輸送だけが中国に対する唯一の補給路であった。Raymond Cartier, Der Zweite Weltkrieg (R. Piper & Co Verlag, München, 1967), S. 939
- (22) アイルランドは十九世紀のはじめよりイギリスの植民地となっていたが、アイルランドの住民はケルト人をローマ天教を信じたため、常にイングランド及びスコットランドの人々に驕横な苛酷な待遇を蒙っていた。アイルの東北部アルスター Ulster 地方は比較的豊かで工業も盛んであるがその実權は絶対的とも政治的にもイギリス人に握られアイルランド人は西面の地方に迫りやられて僅かに馬鈴薯の収穫をめぐる生活する有様であった。この人種上信仰上の相違とそれに加えて経済上の窮境とが、アイルランド人をしてイギリス人と和解すべからざる感情を抱かしむるに至った。そしてイギリスに大困難のある際たとえナポレオン戦争のような場合にはアイルランド人は獣子の蟲として、歴々イギリス本国に対して反逆行為を行ない、イギリス政府を苦しめたのである。
- (23) Hull, op. cit., p. 1487
- (24) Hull, op. cit., p. 1487
- (25) Hull, op. cit., pp. 1487, 1489-90; Churchill, The Hinge of Fate, p. 508
- (26) William Phillips, Ventures in Diplomacy, 1952, pp. 377-78
- (27) Phillips, op. cit., p. 390
- (28) Elliot Roosevelt, ed., F.D.R.—His Personal Letters : 1928-1945, Pt. II, 1950, pp. 1414-15

Arthur H. Vandenberg, Jr., ed., *The Personal Papers of Senator Vandenberg*, 1952, p. 53.

(30) 戦時中、蔣介石を援助するためには衆国はジョセフ・スチルウェル陸軍中将 Lieutenant General Joseph W. Stilwell を派遣した。だが、彼が一九四二年三月に重慶に到着する前にビルマは崩壊し、ビルマ道路は閉鎖された。それから約一年半の困難な時期にスチルウェルはビルマ道路を再開するために、またさらには、別の援蔣路を建設するために努力し、また分裂して意氣消沈した中国の軍團を効果的な戦斗部隊に再編すべく努力したのである。だが、スチルウェルのもつとも強力な敵は蔣介石自身であった。彼は蔣介石を馬鹿よばわりしてはばかりがなく、こういう二人の関係がよくも長続きしたものだと感心せられるが、彼は米国陸軍省の信認があつく、また有能であったので、それが出来たのであろう。また彼にはもう一人の敵がいた。それは中国を基地とする第十四空軍の司令官シェンノート少将 Major General Chennault であつた。シェンノートは雄弁で派手な人物であり、彼の空軍力に対する信念は説得力があつた。シェンノートは蔣介石の信認を得た。そして結局スチルウェルが中国において達成しようとした使命を妨害したことになつた。こうしてルーズベルトは次第に蔣介石の中國に幻滅感を抱くようになつたのである Ross N. Berkes, World War II in Asia (Current History, August, 1969)

(31) 一月三日マニラ(フィリピン)、二月十五日シンガポール(マレー)、三月五日バタヴィヤ(蘭印ジャヴァ島)、三月八日ラングーン(ビルマ)陥落。なお仏領インドシナに関しては一九四〇年九月廿二日に北部が、一九四一年七月廿四日に南部が日本軍の進駐をうけている。

35 U.S. Department of State Bulletin, vol. 6, May 30, 1942, p. 488

Ibid., vol. 7, July 25, 1942, p. 642.

'They respect the right of all peoples to choose the form of government under which they will live; and they wish to see sovereign rights and self-government restored to those who have been forcibly deprived of them.' Frederick

¹⁵ Churchill, op. cit., p. 809.

Churchill, op. cit., p. 1485
Hull, op. cit., p. 1485
Ibidem

(3) Hull, op. cit., p. 1638

(3) U. S. Department of State, Postwar Foreign Policy Preparation, 1939-1945, Publication 3580, February 1950, pp. 470-72

(4) ハーフィングはルーズベルトの大統領在任十一年余の全期間、ルーズベルトの絶大の信頼を博し、側近として全く類例のない地位を占め、事実上の副大統領とも、ルーズベルトのラスペーションとも言われた（萩原徹・大戦の解剖・昭和廿五年・読売新聞社『三日』）。

(4) Ruth B. Russell, op. cit., p. 91

(5) Leland M. Goodrich, The United Nations (London, Stevens & Sons, 1960), p. 25